

高齢者の虐待と 権利擁護

一般社団法人 権利擁護支援プロジェクト ともす
社会福祉士 下江 佳代子

本日の流れ

- ▶ 高齢者虐待防止法とは
- ▶ 高齢者虐待のとりえ方
- ▶ 実際に虐待が起きたら
- ▶ 高齢者虐待防止に向けた取り組み

高齢者虐待防止法とは

高齢者虐待防止法

平成18年（2006年）4月1日から施行

高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、公的責務のもとで促進すること。

国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や被虐待高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護施設の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村、都道府県の適切な権限行使等について定めるもの

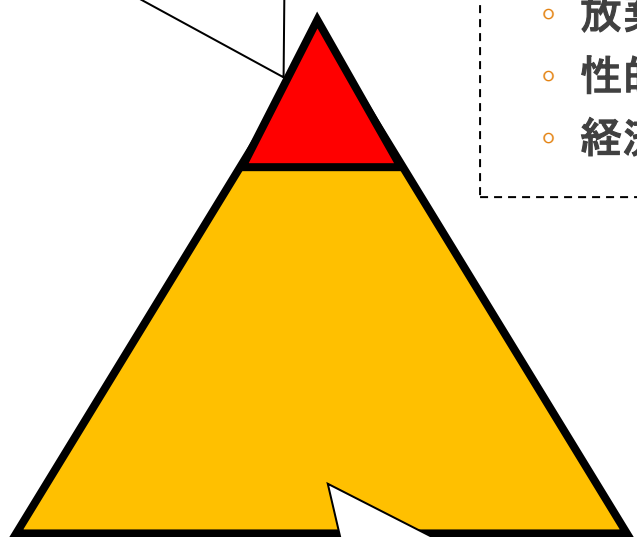
高齢者虐待防止法の「虐待」の考え方

〔虐待の種別〕

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 放棄放任
- 性的虐待
- 経済的虐待

「自覚」「悪意」は問わない。「いじめてやろう」「虐げよう」と思っているかどうかは、無関係

一般的にイメージする虐待
(事件性のある虐待)



高齢者虐待防止法が規定した高齢者虐待
(自覚を問わないため、広範囲)

一般的に「虐待の小さな芽」と感
じるような事例も、高齢者虐待防
止法上は、高齢者虐待にあたる

深刻な虐待の事件になる前に、
早期に区市町村が責任をもって
対応

不適切な扱い、不適切ケアから虐待をとらえる

- 高齢者虐待とは、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」

「厚生労働省マニュアル」より

- 諸外国では、「虐待は【マルトリートメント】を含む」という概念が一般化している。諸外国における「マルトリートメント」とは本来「不適切ケア」を意味する言葉であり、身体的、性的、心理的虐待及びネグレクトに相当している。

参考)「事例分析検討委員会報告書」より

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について

日頃より、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）第2条第5項に規定されているところですが、通報等を受けた場合は、事案について調査を十分に実施した上で同条第5項に照らし、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当するかどうか判断することが重要となります。次のような行為は同項に基づく高齢者虐待に該当すると考えられるところであり、該当するか否かについての判断をせずに、例えば「極めて不適切な行為」として処理することは同法では想定されていないことについてご留意願います。

- ・ 入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた
- ・ 裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

今後とも、これらの判断にあっては、調査等を十分に実施した上で、法やマニュアルに照らして慎重かつ適切に判断し、市町村等において判断しがたい事案が発生した場合には、都道府県に相談するとともに、必要に応じて国にも照会するなど、法の趣旨に沿って適正に対応していただきますようお願いいたします。

また、管内の市区町村等への十分な周知についてよろしくお願いいたします。

「養介護施設従事者等による虐待」の定義

虐待の種別	内容
1.身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
2.放棄放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき 職務上の義務 を著しく怠ること。
3.心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4.性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
5.経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

身体的虐待の具体例

①暴力的行為

つねる、熱いシャワーをかける、物を投げつけたりする

②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 など

- ・医学的診断に基づかないリハビリの強要、必要以上に高く持ち上げる
- ・食事の際に、職員の都合で本人が拒否しているのに口にに入れて食べさせる など

③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合以外、身体拘束は高齢者虐待に該当する行為。

刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為

介護・世話の放棄・放任の具体例 (1)

①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

入浴させない など日常的に著しく不衛生な状態で生活させる、おむつが汚れている状態を日常的に放置、体位の調整や栄養管理を怠る など

②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

受診が必要な状態にもかかわらず速やかに受診させない、処方通りの服薬をさせない など

介護・世話の放棄・放任の具体例 (2)

③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為

ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く など

④高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置

他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない など

⑤その他職務上の義務を著しく怠ること

心理的虐待の具体例（１）

①威嚇的な発言、態度

怒鳴る、罵る。「追い出すぞ」などと言い脅す。 など

②侮辱的な発言、態度

嘲笑する。「死ね」などの侮蔑的なことを言う。

子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など

③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
話しかけ、ナースコール等を無視する。

など

心理的虐待の具体例（２）

④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

本人のできることを職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視した介護を行う。
など

⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

本人の意思に反して外部との連絡・面談等を遮断する。
など

⑥その他

- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
など

性的虐待の具体例

○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為
またはその強要

- ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
- ・性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)
- ・わいせつな映像や写真を見せる。
- ・本人を裸にする。またはわいせつな行為をさせ、映像や写真を撮る。
撮影したものを他人に見せる。
- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
- ・人前で排泄させたり、おむつ交換をしたりする。また、その場面を見
せないための配慮をしない。

など

経済的虐待の具体例

○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
- ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）
- ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
- ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

など

報道されている虐待事案での 対応傾向

- ▶ 虐待認定＝公示ではないが、処分が出ると公示される
- ▶ 虐待認定 ＋ 行政による処分
 - ▶ 「人格尊重義務違反」「高齢者虐待防止措置違反」(法令違反)としての行政処分が課されてるようになってきた
- ▶ 虐待行為だけでなく、専門職としての責任や管理責任を問う対応
 - ▶ 虐待行為の放置を「職務を著しく怠る『放棄・放任』」ととらえる事案が出ている
 - ▶ 通報義務違反や高齢者虐待防止法措置義務違反

（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所に対する行政処分

▶ 職員による人格尊重義務違反

複数の職員による要介護者に対する複数回にわたる身体的虐待及び心理的虐待、介護、世話の放棄・放任

▶ 高齢者虐待防止等のための措置義務違反

養介護施設従事者等の研修の未実施、高齢者虐待に係る通報義務違反

▶ 指定の一部の効力の停止

- ・ 介護報酬請求上限 8割
- ・ 新規利用者受入停止

介護老人福祉施設（特養）に対する 行政処分について

▶ 人格尊重義務違反

少なくとも職員 1 名が夜勤時に、入所者 1 名に対し片手を帯紐でベット柵に結びつける不適切な身体拘束を行い、入所者 1 名のパジャマ（ゴム紐）の上から帯紐で結びつける不適切な身体拘束を行った。

▶ 人格尊重義務違反

職員 1 名が入所者の頭を叩いた

▶ 虚偽答弁

不適切な身体拘束を行っていた職員が監査において虚偽の答弁を行った

▶ 指定の一部の効力停止

（1）停止する指定の効力

- ・入所者の新規受入を停止する
- ・介護報酬の請求上限を 9 割とする

（2）効力の停止期間 6 か月

宮城県 2020年3月27日 より

施設・事業所として知っておきたいこと

- ▶ 高齢者虐待防止法20条によって、個人ではなく施設・事業所に下記の責務が課せられている
 - ▶ 研修の実施
 - ▶ 苦情対応体制の整備
 - ▶ その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置
- ▶ BPSD(特に介護への抵抗、攻撃的言動)が契機になり易く、個別ケアや認知症ケアについてのスキルアップが鍵となる

令和3年度介護報酬改定 高齢者虐待防止の推進

- ▶ 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。【省令改正】
- ▶ (※3年間の経過措置期間あり)

令和3年度介護報酬改定 高齢者虐待防止の推進

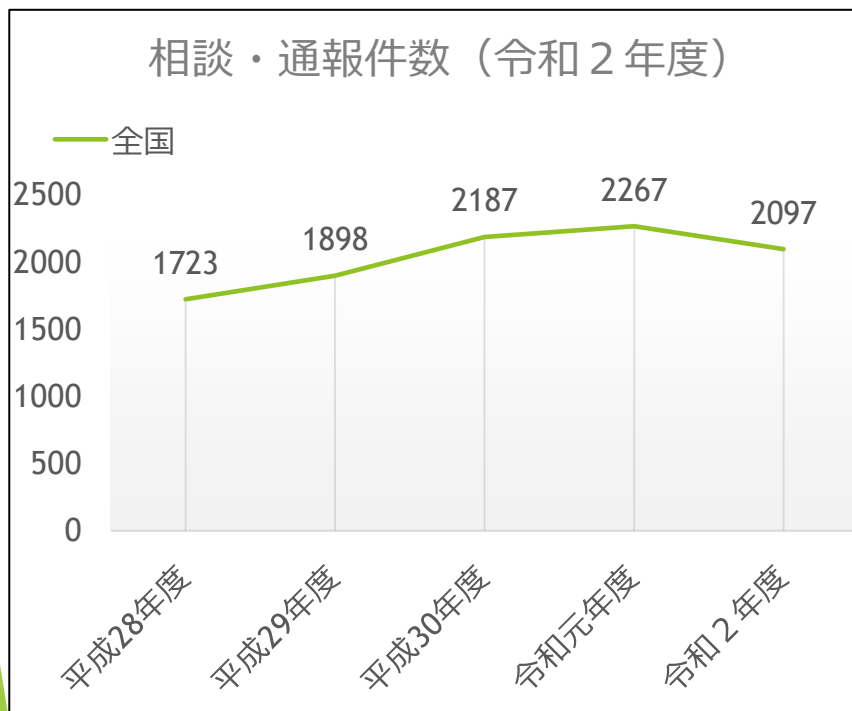
▶ 運営基準(省令)に以下を規定

- ・入所者・利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
- ・運営規定に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
- ・虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

高齢者虐待のとりえ方

調査からわかる傾向①

- ▶ 徐々に増加傾向だが、昨年度は一時的に低下
新型コロナウイルス感染症拡大の影響が考えられる

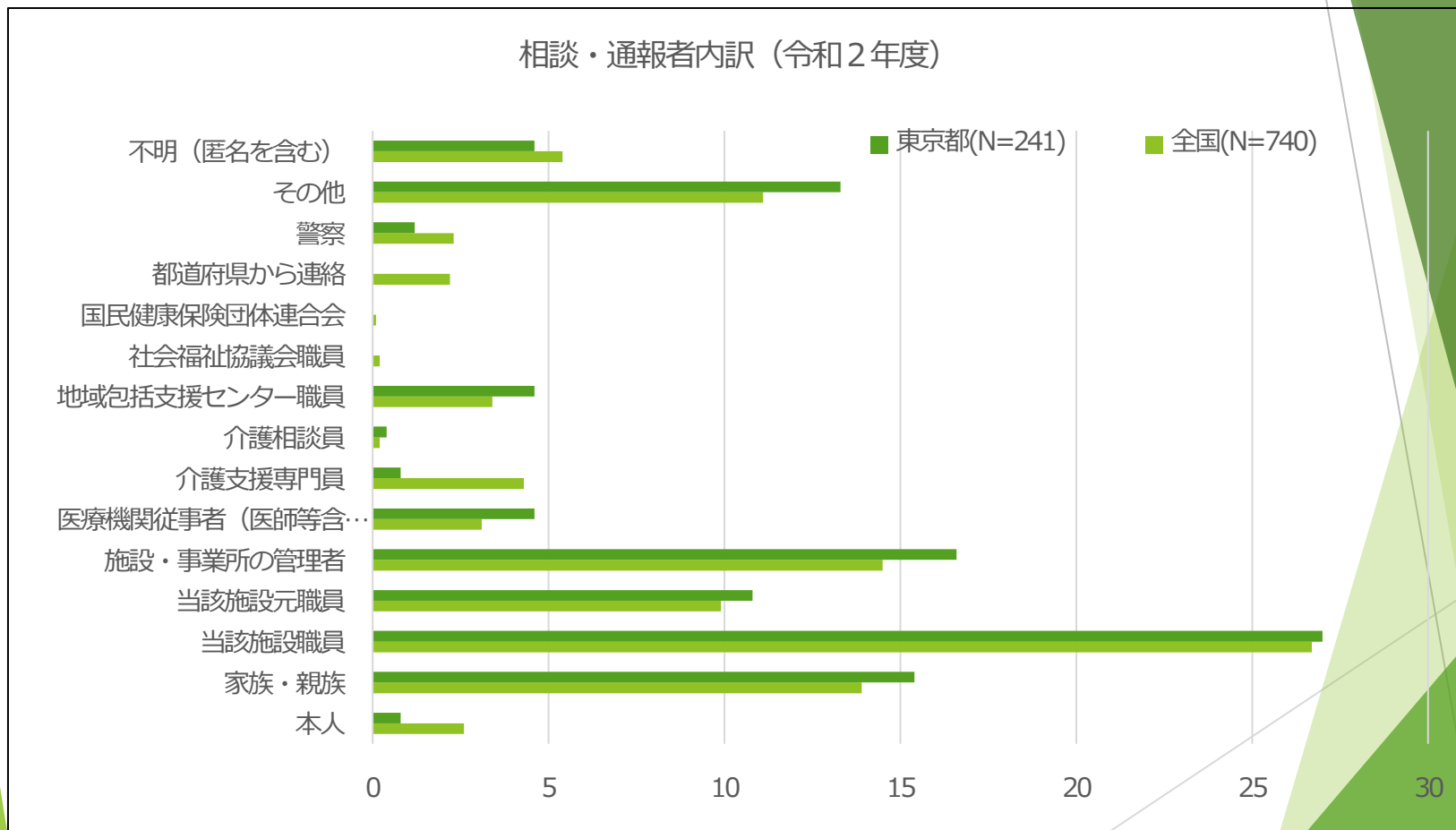


厚生労働省・東京都福祉保健局 令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より

調査からわかる傾向②

▶ 約50%が事業関係者からの通報。一番の発見者である。

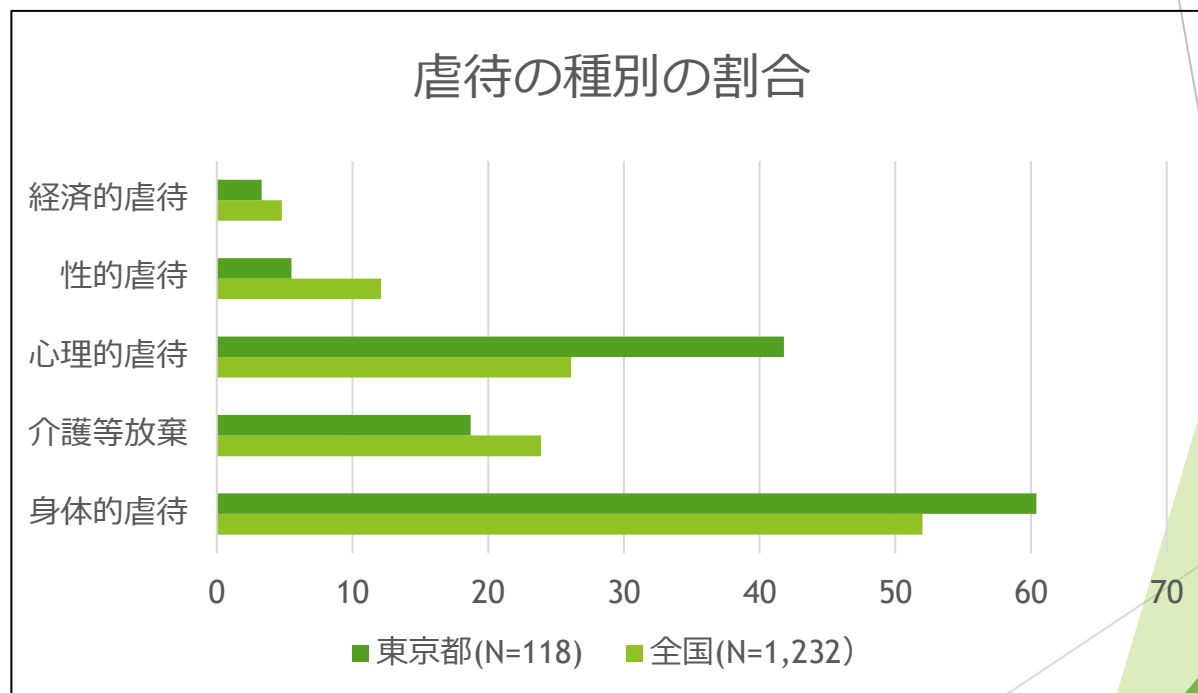
相談・通報者内訳（令和2年度）



厚生労働省・東京都福祉保健局 令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より

調査からわかる傾向③

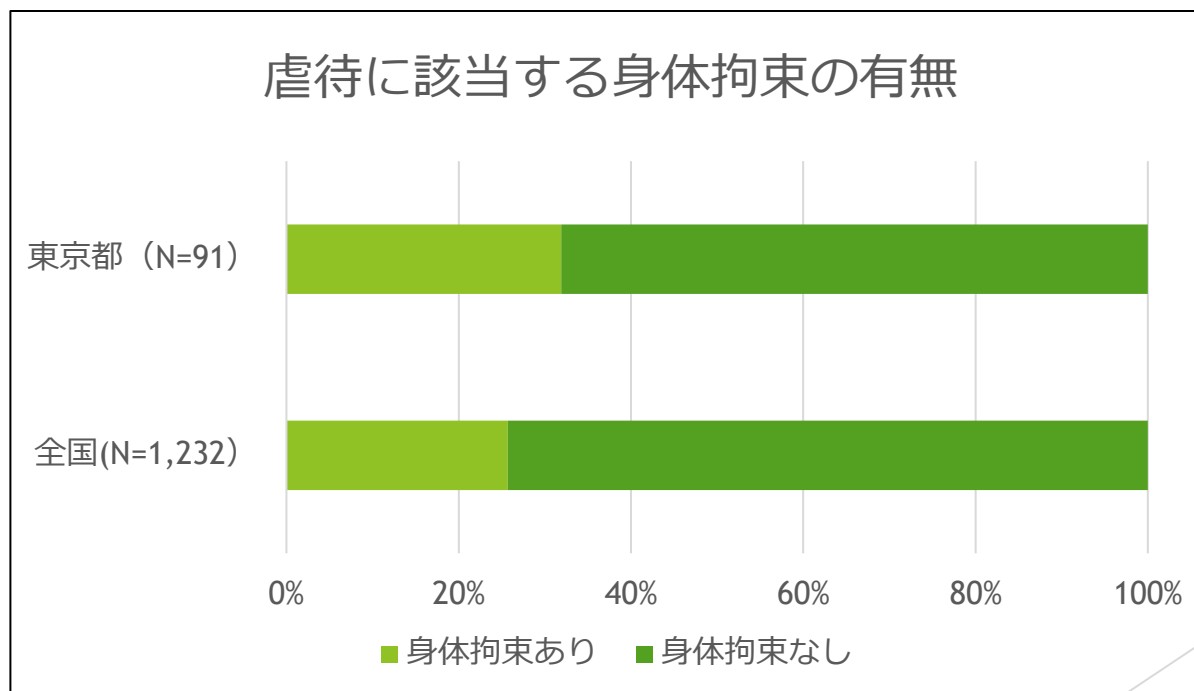
- ▶ 身体的虐待の認定が圧倒的に多い
心理的虐待→放棄放任と続く



厚生労働省・東京都福祉保健局 令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より

調査からわかる傾向④

- ▶ 身体的虐待のうち、約30%は身体拘束があった。身体拘束適正化の課題が・・・

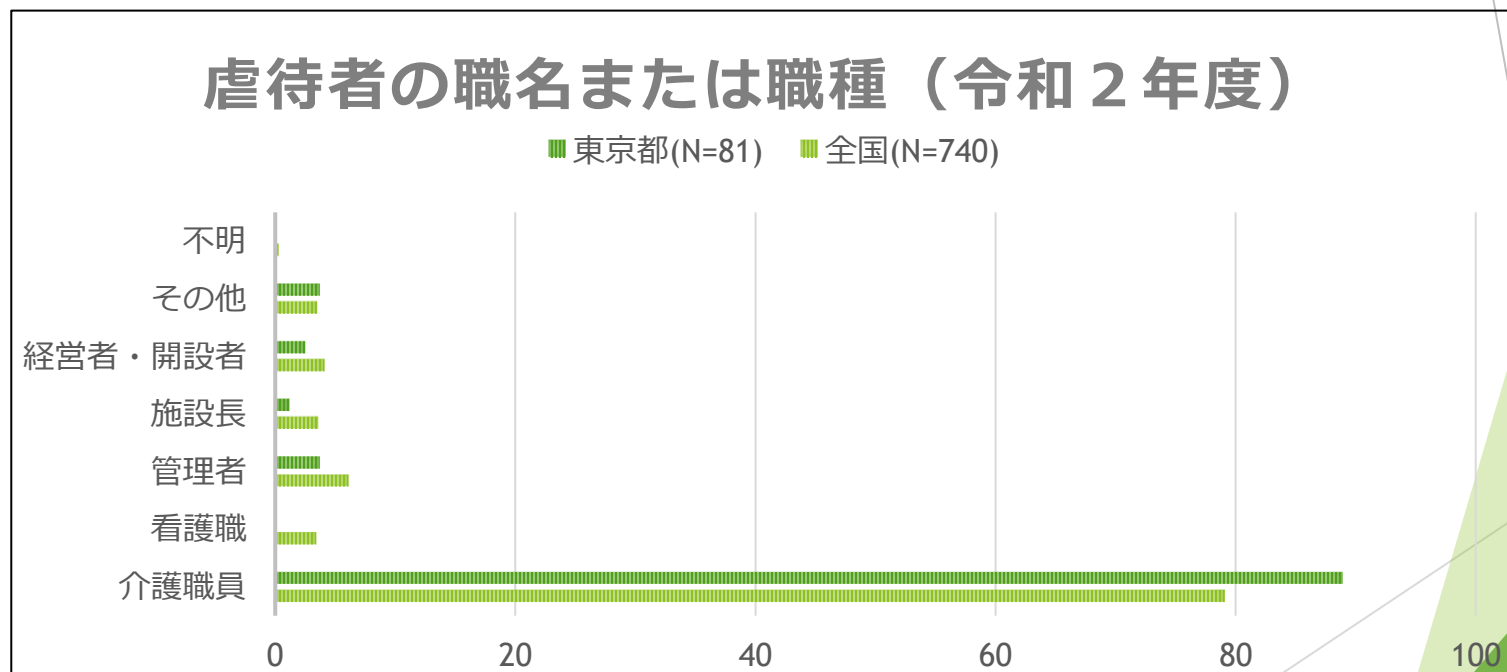


厚生労働省・東京都福祉保健局 令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より

調査からわかる傾向⑤

▶ 職種は介護職員が一番多い

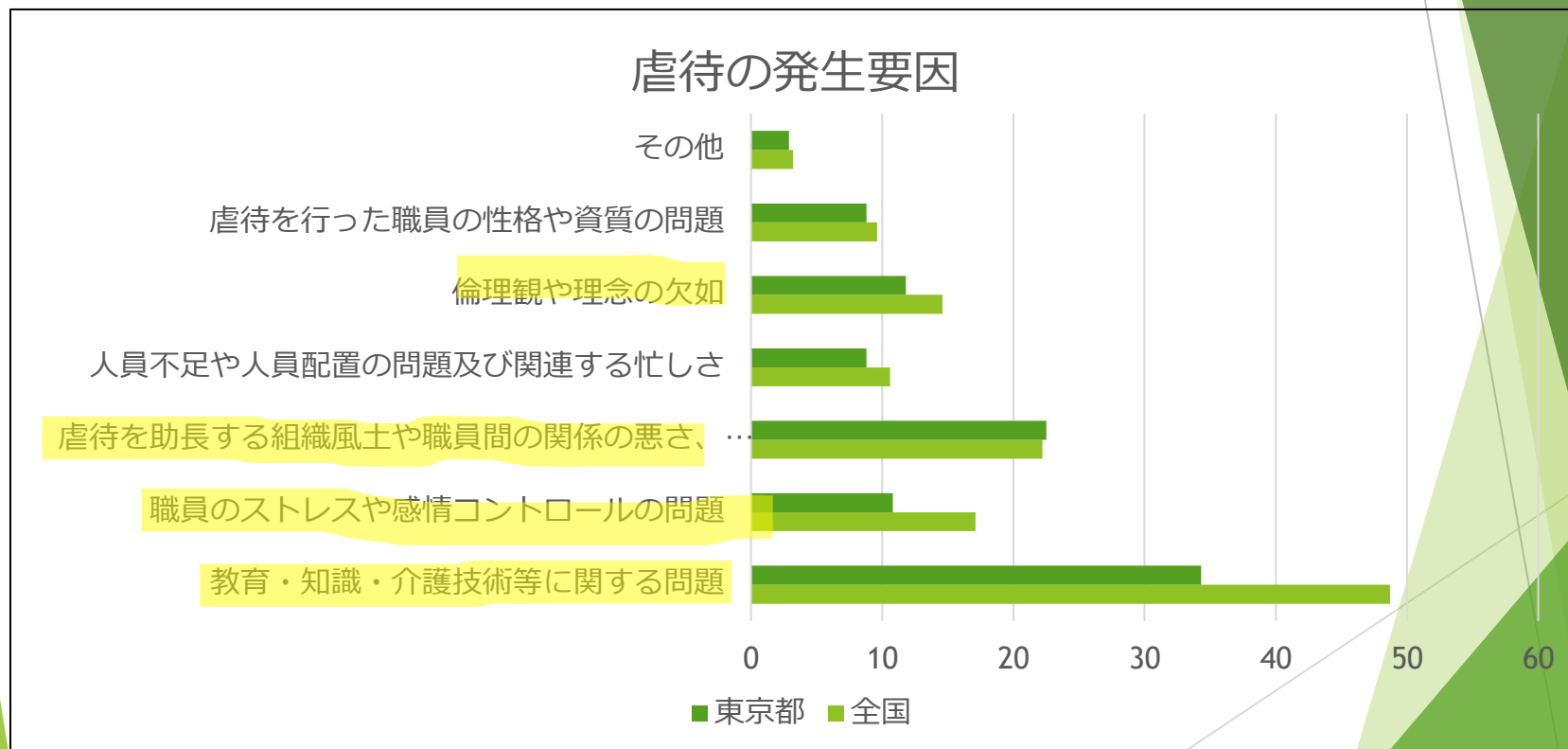
管理者・施設長や経営者など直接介護に携わっていない従事者も認定されている



厚生労働省・東京都福祉保健局 令和２年度「高齢者虐待の防止、高齢者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より

調査からわかる傾向⑥

- ▶ 発生要因の多くが教育・知識・介護技術等に関する問題



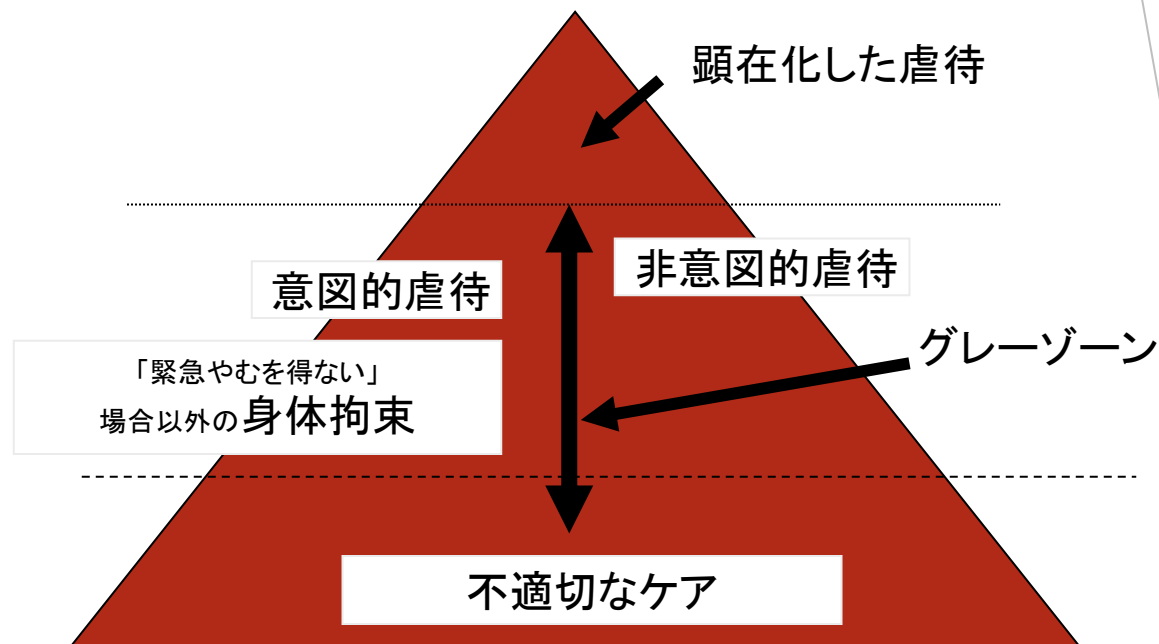
厚生労働省・東京都福祉保健局 令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より

「養介護施設・事業所」と「従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・予防介護支援事業	

※業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第2条）

「不適切なケア」を底辺とする「高齢者虐待」 の概念図



「高齢者虐待を考える」養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集（認知症介護研究・研修
（仙台・東京・大府）センターより）

身体拘束の例

ポイントは行動の自由を制限しているかどうか？

- ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典:「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13 年3 月:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行)

※部屋や家の外側から鍵をかけ、中から出られないようする所謂「外鍵」も該当する

ケガの予防や認知症の行動障害の防止策と思われがちな「身体拘束」だが、問題となっている行動の目的や意味が理解されず、適切な介護や支援が行われないことで、高齢者本人の 状態はむしろ悪化し、心身に重大な影響が生じることが明らかになっている

- ・ベルト、柵、紐等による行動制限
- ・つなぎ服やミトン型手袋の使用
- ・立ち上がりを妨げる椅子の使用
- ・向精神薬等の過剰服用
- ・鍵つき居室等への隔離

筋力低下、関節の拘縮、心肺機能の低下などを招く



不安や怒り、屈辱、諦め等から、
・認知症の進行や周辺症状の増悪を招く
・意欲が低下し、結果的にADLの低下を招く

拘束しているが故に、無理な立ち上がりや柵の乗り越え等により、重大な事故が起きる危険も

身体拘束廃止について 考えておきたいこと

- ▶ 本人の思い、状態の確認
 - ▶ 混乱、怒り、怯えは本人の状態を悪化させる
- ▶ たとえ、せざるを得ない時でも「一時性」を担保
 - ▶ 本来「絶対ダメなこと」と、共有する
 - ▶ 一日のうちでの一時性（必要最小限の時間）
 - ▶ 必ず解消することを目指す（これから一生し続けるわけではない）

身体拘束と高齢者虐待との関係

- ▶ 「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は、高齢者虐待に該当する。

「緊急やむを得ない場合」とされる例外の3要件

- 1) **切迫性** 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 2) **非代替性** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 3) **一時性** 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

上記に加え、**適正手続き**が必要

- * 個人ではなくチームでの判断
- * 本人や家族への説明（目的、方法、時間帯、期間などできるだけ詳しい説明が必要）
→ 「家族の同意」があれば、例外3要件が必要ないということはないので注意が必要
- * 観察と再検討による定期的再評価（尊厳への配慮）⇒必要なくなれば、速やかに解除
- * 記録の義務付け（2年間保存）

基本的人権の一つ「人身の自由」

- ▶ 憲法第18条（人身の自由）
 - ▶ 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。
- ▶ 憲法第31条（適正手続）
 - ▶ 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。
- ▶ 身体拘束は第18条を侵す行為
 - ▶ 「法律の定める手続き」が必要

身体的拘束等の適正化の推進

○身体拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

【見直し後の基準（追加は下線部）】

- 1、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- 2、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること
- 3、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- 4、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

* 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同介護、地域密着型特定施設入居者生活介護では、運営推進会議を活用できる

高齢者にとっての家族

- ▶ 「高齢者」と「家族」は、「成人」と「成人」の関係
 - ▶ 扶養義務と親権の違い
- ▶ 家族が高齢者の意向を無視して、当然のように本人のことを決めていい【権限】は、法的にはない。

契約者は誰か？

- ▶ 介護保険サービスの契約の多くが、家族によって行われているように見える。
- ▶ しかし、被保険者が高齢者本人であるので、あくまでもサービス利用の契約者は「本人」である。
 - ▶ 家族はサービス利用の契約者ではない。家族が行っているのは、「代筆」「代行」。
- ▶ 本人にとっての「尊厳の保持」、そのための家族支援（本人にとって良いことをしてくれる人、本人の大切な人への支援）という視点での関わりが重要。

実際に虐待が起きたら

事例① 虐待に対する認識がないために起きた虐待

利用者が着替えを行っている際に、施設の介護職員が本人の気を紛らわせるために、利用者の胸を複数回触る。



心理的虐待・性的虐待の認定

原因・背景

- ・当該職員から「これは虐待になってしまうのか」といった発言。虐待に該当する行為をしているとの認識なし。

事例② 目の前の作業を優先し、虐待に至った

利用者が薬を飲む際に薬を落としてしまい、職員がその落ちた薬を探すために本人を乱暴に持ち上げて揺さぶった。



身体的虐待・心理的虐待の認定

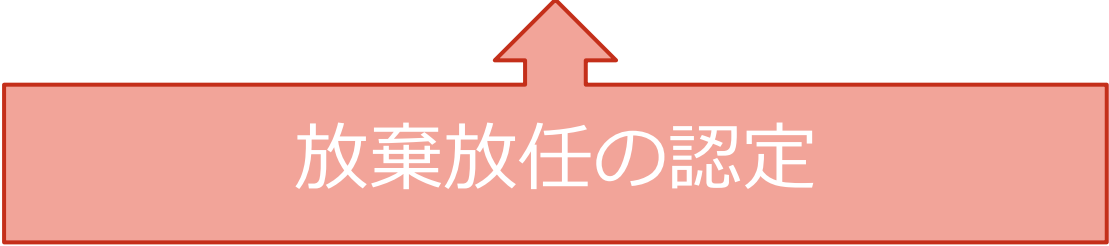
原因・背景

- ・業務中に不測の事態が発生したために職員が焦ってしまい、作業優先し対応してしまった。

事例③ 適切なケアをせずに 起きた虐待

夜勤職員が入所者の離床センサーをオフにして、勤務中にソファで寝ていた。

フロアで入所者が倒れているところを別の職員が発見した事で発覚。



放棄放任の認定

原因・背景

- ・当該職員は勤務態度で何度も注意を受けていたが、改善されなかった。
- ・当該職員が虐待の研修を受けていなかった。

厚生労働省の通知が示していること①

▶ 平成27年11月13日老発1113第1号

養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について（通知）

高齢者虐待の未然防止

- ①養介護施設等が自ら企画した研修を定期的実施すること
- ②苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されること
- ③メンタルヘルスに配慮した職員面談等を組織的に対応すること
- ④業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること

厚生労働省の通知が示していること②

▶ 平成27年11月13日老指発1113第1号（指導監査担当課長宛）
介護保険施設等における高齢者虐待等に対する指導・監査等の実施について

1. 高齢者虐待防止等に重点を置いた機動的な指導監査の実施について

事前通告なしの監査や実施指導等の実施等、現場の状況に応じた柔軟な対応を求めている

2. 関連事業所も含めた重点的な指導・監査の実施について

高齢者虐待事案等問題のあった事業所に関連する事業所への優先的な指導・監査、集団指導での要因情報の共有

3. 自己点検シート等の活用について

4. 業務管理体制の確認検査における事業者の虐待防止の取り組みの確認について

厚生労働省の通知が示していること③

▶ 平成28年2月19日老発0219第1号

平成26年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を踏まえた対応の強化について（通知）

高齢者虐待の未然防止及び早期発見

- ①養介護施設従事者等への研修等に重点的に取り組む
- ②高齢者虐待の兆候をきめ細かく把握し、できる限り早期に発見し、対応していくことが重要

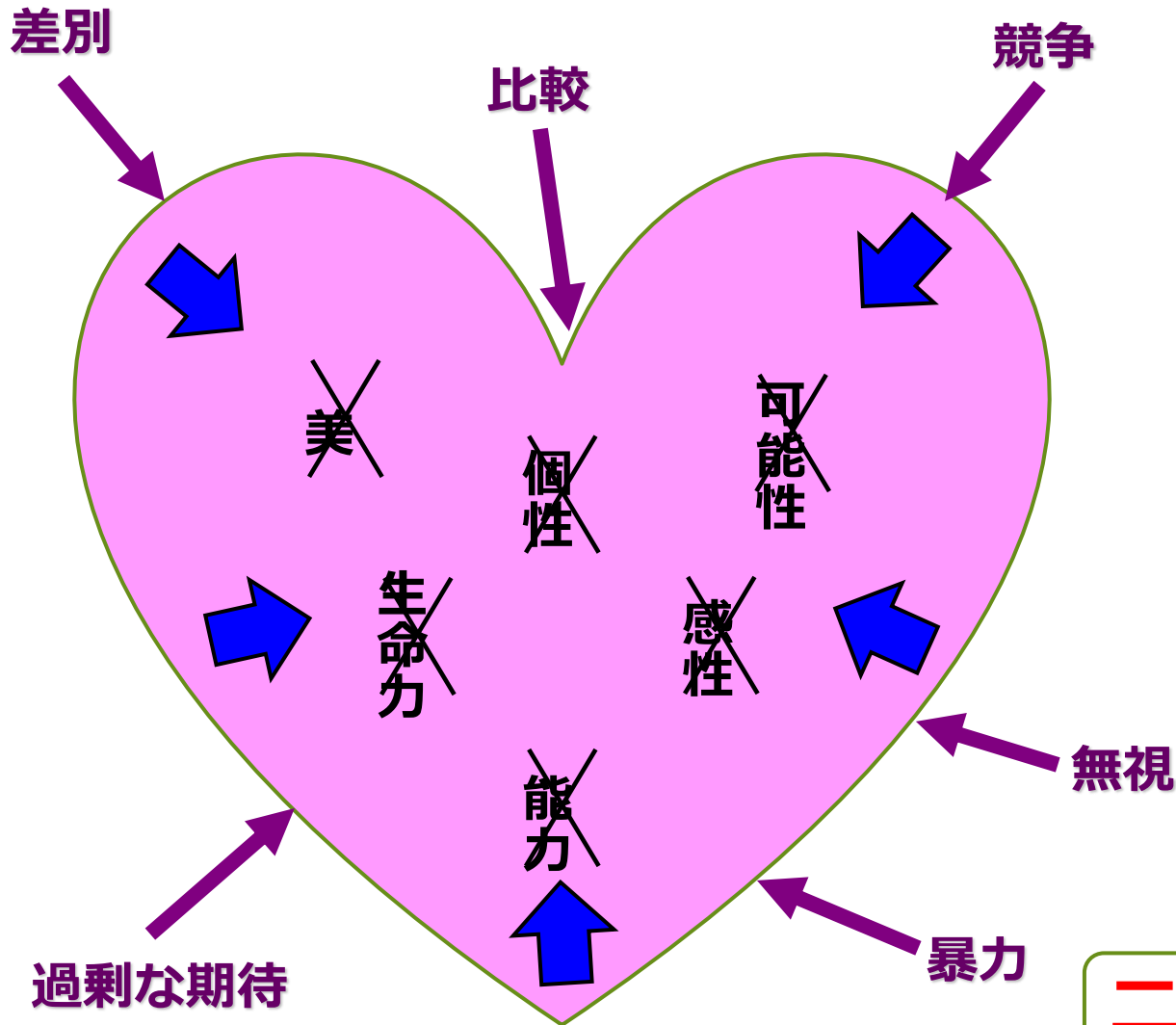
初期段階における迅速かつ適正な対応

- ①相談・通報の受理から事実確認開始までの期間等を短縮させることが重要（情報の具体性や明確化等）

利用者の不安解消と安全確保

- ▶ 利用者の安全確保
- ▶ 利用者の不安解消
- ▶ 二次被害の防止
 - ▶ 解離状態・パワレス状態への理解
 - ▶ 「そんなことを言って恥ずかしくないの?」「そんなことが起こるわけない」は禁句
- ▶ 心身の状態の確認
 - ▶ 複数人、複数職種での状態確認
- ▶ 記録
 - ▶ 本人の状態や言葉をできるだけそのまま残す
- ▶ 事業所として本人や家族への説明と謝罪

「パワレスの状態」



【被害者の心理】

恐怖と不安

⇒安心ではない

無力感

⇒自信がない

選択肢がない

⇒自由でない

二次被害に注意！

通報について

- ▶ 保健医療福祉関係者には早期発見努力義務（第5条）
- ▶ 通報義務＞ 守秘義務（第21条）
 - ▶ 通報義務は、業務上の守秘義務、個人情報保護義務等よりも優先される
 - ▶ 「思われる」で通報できる（証拠、根拠は必要なし）
- ▶ 通報した者を特定させる情報は洩らされない（第23条）
- ▶ 通報等による不利益取り扱いの禁止（第21条7項）
 - ▶ 通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない
 - ▶ ただし、虚偽であるもの過失によるものを除く
- ▶ 公益通報者保護法（通報対象：介護保険法・老人福祉法等）

「高齢者の権利を無視した行為の放置」は、養介護施設従事者等による放棄放任にあたると見做されている

通報先

- ▶ 養護者による高齢者虐待
地域包括支援センター・区市町村
- ▶ 養介護施設従事者等による高齢者虐待
その施設・事業所のある区市町村

養介護施設従事者等虐待対応の流れ

①受付・・・区市町村

②事実確認・・・区市町村 **区市町村が行う調査に協力**

事前通告なしの实地指導や監査もあり得る

③個別ケース会議・・・区市町村が虐待の有無や改善の必要性について
判断

④事実が確認された場合 **区市町村から事業者に対して指導があり、事業者は虐待予防・解消のための「虐待防止改善計画」を作成し提出、計画にそって改善し報告**

虐待が確認されなくても、改善計画の提出を求められることがある

⑤区市町村は都道府県へ報告を行い、都道府県は公表

自治体による事実確認のための調査

- ▶ 高齢者虐待防止法の趣旨に基づく事実確認調査
- ▶ 介護保険法・老人福祉法に基づく実地指導・監査

養介護施設従事者等による虐待対応の目的

▶ 高齢者の権利擁護

- ▶ 高齢者に対して行われている今現在の権利侵害から、高齢者を救済しその権利を護ること

▶ 虐待の再発防止

- ▶ 虐待をした職員の個人的問題としてだけとらえるのではなく、研修体制、利用者対応、運営体制といった事業所運営としての問題としてとらえ、虐待を起こさない体制づくりや、ケアの質の改善を目的としている

虐待をした職員への対応

- ▶ 虐待をした職員への対応は、基本的に雇用契約・就業規則に基づいて対応
- ▶ 民事上、刑事上の問題は、その事案ごとに考える

本人・家族への説明と謝罪

▶ 本人への説明・謝罪

- ▶ 認知症であったとしても、原則実施
- ▶ 後見人等がいる場合には、後見人等にも説明し、謝罪する

▶ 家族への説明・謝罪

▶ 今後の方針も説明する

- ▶ そのためには原因究明も必要

組織運営の見直しによる改善

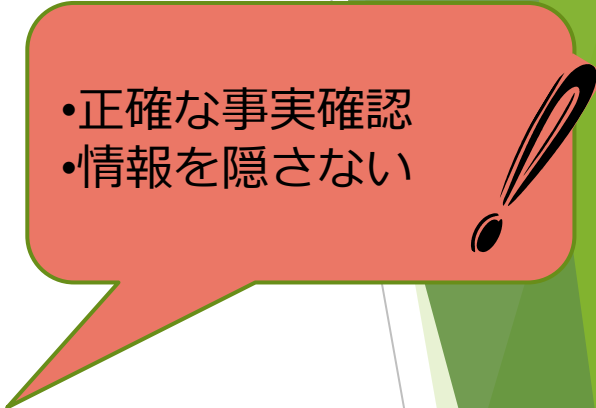
- ▶ 虐待をした職員個人の問題として処理するのではなく、虐待を許してしまった組織的要因を分析し、取り組んでいく必要がある
- ▶ 区市町村からは、虐待が認められない場合でも、改善すべき点について提案されることがある

区市町村による報告と都からの公表

- ▶ 虐待の事実がある場合、区市町村より東京都に報告
- ▶ 都は、高齢者虐待防止法第25条に基づき公表
 - ▶ トップページ＞ 高齢者＞ 認知症対策＞ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況（被虐待者の属性、虐待の種別、事業者の種別、虐待者の職種を公表、事業者名・施設名の公表は無い）
 - ▶ 運営上の問題が大きい場合は、都道府県により介護保険法上の行政処分が出されることもある

高齢者虐待・不適切なケアが起きたら どうするか

- ▶ 速やかな初期対応
 - ▶ 利用者の不安解消
 - 安全安心の回復・権利侵害からの回復
 - ▶ 通報（保険者への連絡）
 - ▶ 事実確認への協力
 - 当該職員からの聴き取りと裏付け
 - ▶ 組織的な情報共有と対策の検討
 - ▶ 本人・家族への説明や謝罪
 - ▶ 原因分析と再発防止の取り組み
 - 個人レベルではなく組織レベルへ

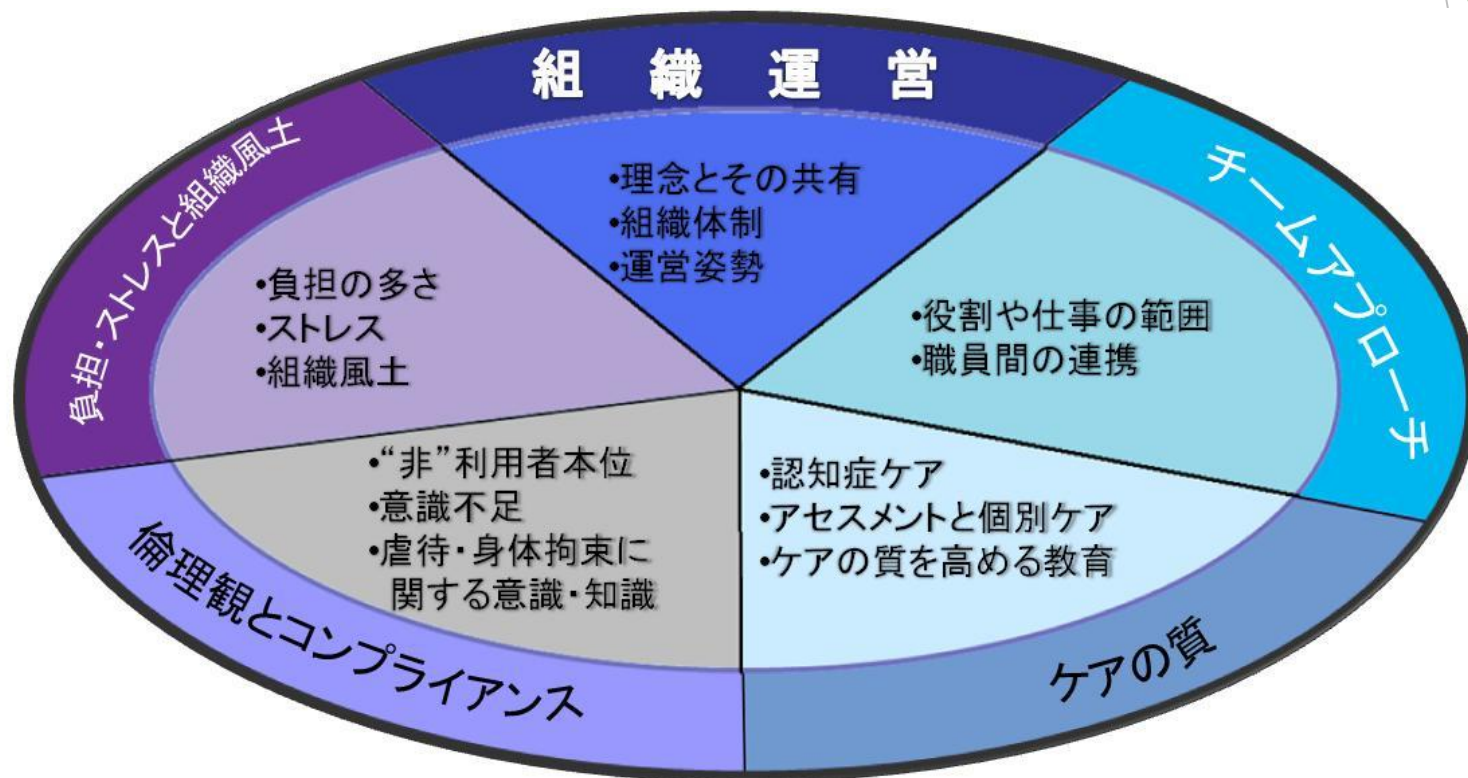


•正確な事実確認
•情報を隠さない

（認知症介護研究・研修（仙台・東京・大府）センター「高齢者虐待を考える」養介護施設従事者等による
高齢者虐待防止のための事例集を参考に一部改変）

高齢者虐待防止に向けた取り組み

養介護施設従事者等による高齢者虐待の 背景要因



☆作成にあたり三瓶徹氏（北広島リハビリセンター特養部四恩園施設長）作成資料を参考にした

「高齢者虐待を考える」養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集
(認知症介護研究・研修(仙台・東京・大府)センター)より

虐待を防止するために ～一人ひとりが取り組むこと～

- ▶ 高齢者虐待とは何かを知る
 - ▶ 認知症ケア等についての知識・技術を高める
 - ▶ 「初めての認知症介護」「続・初めての認知症介護」など学習教材
 - ▶ 「ひもときシート」の活用
- (認知症介護研究・研修センター(仙台))
- ▶ 怒りのコントロール
 - ▶ 怒りを意識化し、コントロールする
 - ▶ ストレスマネジメント
 - ▶ 自分なりの充電方法を・・・
 - ▶ 「ストレスケアブック」(山形県福祉人材センター)
 - ▶ 倫理観を高める

虐待を防止するために ～組織として取り組むこと①～

- ▶ 職員の知識・技術の習得を支援する
 - ▶ 外部の研修に行くことができる体制
 - ▶ 研修の報告と共有
 - ▶ 内部研修の企画・開催

「その人らしさ」を大切にしたケアを目指して （東京都福祉保健財団）
- ▶ 高齢者虐待についての認識を共有する
 - ▶ 虐待の芽チェックリストの活用、話し合い
 - ▶ 「虐待の芽チェックリスト」「セルフチェックリスト」
「組織体制チェックリスト」 （東京都福祉保健財団）
- ▶ 職員の働きやすさを支える
 - ▶ 報告・連絡・相談ができる体制、仕組みづくり
 - ▶ 例えば、記録に気になること、相談したいことを書く欄を設ける等
 - ▶ 一人ひとりとの面接をとおした組織の課題把握
 - ▶ 「働きやすい福祉の職場ガイドライン」
（東京都福祉保健局）

虐待を防止するために ～組織として取り組むこと②～

- ▶ 風通しのよい組織づくりを心掛ける
 - ▶ 情報をできるだけ公開する
- ▶ 他の事業所との交流
- ▶ 苦情対応体制の見直し
 - ▶ 本人・家族からの相談を適切にキャッチし、応える仕組みづくり
- ▶ ヒヤリハットの分析
- ▶ 高齢者虐待防止・対応マニュアルの作成

「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整

備の状況等に関する調査研究事業」 の調査結果 ※掲載時期未確定

(厚生労働省老健局高齢者支援課 高齢者虐待防止係)

虐待を防止するために ～組織として取り組む事③～

▶ ハラスメントへの対策

- ▶研修の開催（ハラスメントの定義、対応について）
- ▶チェックシートの活用
- ▶事業所としてのハラスメント発生時の対応方法の整備・防止対策の整備

参考資料

- ▶介護保険最新情報 vol.988 ハラスメント事例集について
- ▶厚生労働省 介護現場におけるハラスメント対策
 - ・介護現場におけるハラスメント対策マニュアル
 - ・研修の手引き（研修のための手引き、チェックシート、相談シート、職員向け研修動画）
 - ・介護現場におけるハラスメント事例集

虐待を防止するために ～チームとして取り組むこと～

- ▶ アセスメントに基づく個別ケアの推進
 - ▶ 適切なプランニング
 - ▶ しっかりとした情報共有、コミュニケーション
 - ▶ 困りごとの共有
- ▶ 適切なチーム編成
- ▶ 家族との適切な関係構築

尊厳の保持

虐待防止

その人らしいイキイキとした生活へのサポートをするケアの提供

虐待防止を目的として取り組むのではなく、「その人らしいイキイキとした生活への支援」のプロセスとして虐待防止をとらえ、組織として取り組みを行う。

高齢者虐待防止に取り組むことは「私たちが『尊厳保持』を支える専門職である」という誇りを取り戻していくこと

参考資料・参考文献

- ▶ 厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』平成18年4月、平成30年4月
- ▶ 厚生労働省 平成18年度～23年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果
- ▶ 厚生労働省 介護現場におけるハラスメント対策
- ▶ 認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のための高齢者虐待防止 教育システム」,2009
- ▶ 認知症介護研究・研修仙台・東京・大府センター「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」,2008
- ▶ 東京都『高齢者虐待防止に向けた体制構築のために –東京都高齢者虐待対応マニュアル–』平成18年3月
- ▶ (社)日本社会福祉士会編『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き』平成24年3月
- ▶ 東京都「高齢者虐待防止と権利擁護—いつまでも自分らしく安心して暮らし続けるために—」平成21年1月
- ▶ M・アルドリッジ/J・ウッド著（仲真紀子編訳）『司法手続きにおける子どものケア・ガイド子どもの面接法』北大路書房、2004年